

資料2-1

科学技術・学術審議会
基本計画特別委員会(第5回)
平成21年 9月11日

科学技術・イノベーションのための 研究開発システム改革① (研究資金制度及び研究開発評価システム)

平成21年 9月11日

1. 研究資金制度及び研究開発評価システムの現状と課題	1
2. 科学技術・イノベーションのための研究開発システム改革 (研究資金制度及び研究開発評価システム)	5
(1) 研究資金の拡充及び制度改革	7
① 研究資金の一層の拡充	9
② 競争的研究資金制度の改革	11
③ 研究資金制度における審査・評価体制の確立	13
④ 研究者に使いやすい研究資金制度への改革	15
(2) 研究開発評価システムの改善・充実	17
① 研究開発の特性を踏まえた評価システムの構築	19
② 研究開発評価の実施体制の充実・強化	21

1. 研究資金制度及び研究開発評価システムの現状と課題

- 研究資金制度及び研究開発評価システムの現状と課題として、以下のようなものが挙げられるのではないか。

(1) 研究資金の拡充及び制度改革

- ・ 科学技術に関する研究開発やイノベーション創出を促進する観点から、研究資金の一層の拡充を図るとともに、研究の継続性・発展性を高めるための競争的研究資金制度間の接続や研究資金の弾力的な運用等の制度改革を進めていくことが求められている。

i) 我が国における研究資金の現状（参考資料:P2、P3、P4、P7）

- ・ 国立大学の運営費交付金は、法人化以降、毎年減少傾向にある。また、私立大学に対する私学助成も近年、漸減傾向にある。
- ・ 競争的資金は毎年度微増傾向にある一方、未だ第2期科学技術基本計画の目標レベル(約6000億円)には達していない。
- ・ 間接経費の総額は着実に増加しており、直接経費に対する間接経費の割合は17.9%となっている。また、44の競争的資金制度のうち、40の制度において間接経費を最大30%措置している。
- ・ 国等から国立大学法人等への競争的資金の配分は、一部の大学に集中する傾向にある。

ii) 競争的研究資金制度間の連続性の確保に向けた取り組み（参考資料:P14）

- ・ 第一線の研究者等を対象とした定点調査において、我が国の競争的研究資金制度は、個々の制度や機関を越えて切れ目無くつなぐ仕組みが不十分であるとの意見が多い。

- ・ 競争的研究資金制度間の連携強化に向けて、最終年度に次の提案を認める等の接続を考慮したプログラムを有する制度は、20制度にとどまる。

iii)多様な競争的研究資金制度の整備（参考資料:P22、P25）

- ・ ハイリスク研究に対応した種目等を設定若しくは評価体制を工夫している競争的研究資金制度は4制度にとどまる。
- ・ 若手研究者向けの競争的研究資金制度の数及び予算総額は、ともに増加傾向にある。
(2002年度:6制度 → 2007年度:11制度) (2002年度:270億円 → 2007年度:430億円)

iv)審査・評価体制の整備・充実（参考資料:P27、P29）

- ・ 競争的研究資金の審査員として若手研究者を活用する事例は非常に少ない。
(2007年度:全審査員数13,432名 うち、若手研究者75名)
- ・ 第一線の研究者等を対象とした定点調査において、我が国のPD(プログラム・ディレクター)・PO(プログラム・オフィサー)制度は十分に機能していないとの意見が多く、人材確保の困難さやPO・PDの役割が十分認知されていないと指摘されている。

v)研究資金の不正使用の防止に向けた取り組み（参考資料:P34、P35、P37）

- ・ 文部科学省においては、研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン(実施基準)を策定しており、研究機関等においては、これに基づく公的研究費の管理・監査体制の整備が進んでいる。
- ・ 文部科学省をはじめとする関係府省は、2005年に総合科学技術会議において策定された指針を基に、不正行為に関する指針等を策定。
- ・ 低下傾向にはあるものの、研究者一人当たりのエフォート率の合計が100を超えている者が存在している。

vi)競争的研究資金の審査・配分機能の資金配分機関への移管（参考資料:P39）

- ・ 競争的資金制度のうち、本省が直轄している制度が16制度あり、金額構成比で10%を占めている。

vii)研究資金の使いやすさ等に関する現状（参考資料:P41、P42、P43、P44）

- ・ 研究費の使いやすさに関する有識者の意見として、研究費の使いやすさは改善傾向にあるものの、未だ使いにくいと感じられる課題が残っている。
- ・ 39の競争的資金で複数年契約若しくは年度間繰り越しが可能となっている。また、科学研究費補助金や戦略的創造研究推進事業における繰り越し件数は、ここ数年で急増している。
- ・ 科学研究費補助金では、4月に交付内定を行い、実質的に年度当初からの資金の使用を可能にするとともに、実績報告書の提出期限の延伸や、直接経費の費目間流用の緩和(30%以下から50%未満)、合算使用の制限の緩和など、研究資金の効率的・弾力的運用に取り組んでいる。
- ・ 平成21年度補正予算において、5年間の研究期間中、年度をまたいだ予算の執行が可能となる新たな基金制度として、「最先端研究開発支援プログラム」が創設された。

(2) 研究開発評価システムの改善・充実

- ・ 我が国の研究開発評価システムについて、研究開発の特性を踏まえて、評価項目や評価基準、評価手法、評価体制等の不断の見直しを行っていくことが求められている。

i) 主な研究資金制度の評価項目・評価基準（参考資料:P47、P48、P50）

- ・ 我が国の研究開発評価制度は、「国の研究開発に関する大綱的指針」の下で、各省の評価指針が整備され、その定着や改善が図られている。
- ・ 政策体系は、概して政策－施策－プログラム・制度－研究開発課題に分けられ、これらの階層構造を踏まえた評価を行う必要があるが、現状では階層間の関係が不明確となっている。
- ・ 研究開発評価について、評価自体が目的となっている場合や、一つの評価に複数の目的が期待されること等により、評価が過重になったり、評価の焦点が不明瞭になっているとの指摘がある。
- ・ 評価者、研究者ともに「公平な競争的環境が形成されつつある」との意見がある一方で、「研究者が評価に対応するために必要以上の時間を割かれている」との意見が多く、また「挑戦的な研究を奨励する環境が形成されつつある」との意見は少ない。

ii) 研究開発評価の実施体制（参考資料:P51、P52、P64）

- ・ 研究開発評価で改善すべき点として、「プロジェクトの大きさやプロジェクト分野等に応じた柔軟な評価方法の構築」等に加えて、「評価を行う評価者の充実」、「資金配分機関等において、評価実務を行う人材の確保が必要」等の意見が多い。
- ・ 科学技術振興機構等の6つの研究費配分型の独立行政法人においては、資源配分を行った研究の成果情報等に関するデータベースを整備している。

2. 科学技術・イノベーションのための研究開発システム改革

- 科学技術を基にしたイノベーション創出を推進するための研究開発システム改革(このうち研究資金制度及び研究開発評価システム)はどうあるべきか。

<基本的考え方>

i) 研究開発システム改革に向けた基本的視点

- ・ 我が国の科学技術の発展や、国の重要な政策課題の解決に向けて、科学技術に基づくイノベーションを生み出し続けていくためには、研究開発を推進する上で基盤となる仕組みを整備し、研究開発を推進するとともに、そこで得られた成果をイノベーションに結びつける仕組み等までも幅広く対象としたシステム改革を強力に推進することが極めて重要である。
- ・ 研究資金については、特に競争的資金が、第2期基本計画で倍増を目指すことが明記されて以降、拡充が図られてきているが、大学等の教育研究基盤に厚みを増す必要性や、制度間の連続性・継続性の欠如、さらには運用の硬直性等が指摘されていることを踏まえ、優れた研究成果を生み出すとともに、これによるイノベーション創出を加速する観点から、研究資金の一層の拡充を図るとともに、その制度改革を進めていくことが不可欠である。
- ・ また、これまで「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(以下、「大綱的指針」という。)等に基づいて進められてきた研究開発評価については、必ずしも、研究開発の特性等を踏まえた評価となっていないとの指摘があり、研究開発の推進やイノベーションの創出に向けた取り組みを促進するとともに、これらを効果的・効率的に推進していく観点から、評価システムの更なる改善・充実を進めていくことが必要である。

ii) 科学技術・イノベーションのための研究開発システム改革の主要事項

- ・ 上記の基本的視点を踏まえ、研究開発システム改革に関しては、以下の主要事項について推進する。

(1) 研究資金の拡充及び制度改革

(2) 研究開発評価システムの改善・充実

- (3) イノベーション創出のための産学官連携の推進
- (4) 国際競争力強化のための知的財産戦略の推進
- (5) 地域イノベーション・システムの構築
- (6) 研究開発成果の社会実装の促進

((3)～(6)については、次回の第6回基本計画特別委員会において議論を行う予定。)

(1) 研究資金の拡充及び制度改革

○ 科学技術・イノベーションを推進するために研究資金制度はどうあるべきか。

<基本的考え方>

- ・ 我が国が、今後とも、世界的に高い科学技術水準を維持するとともに、我が国や世界を取り巻く様々な課題の解決や新たな価値創造に向けて、絶え間ないイノベーションを実現していくためには、我が国の研究者や組織における研究活動等を支える多様な研究資金について、より一層の拡充を図っていくことが不可欠である。
- ・ また、これらの研究資金により生み出された優れた研究成果をもとにイノベーション創出を図っていくためには、これらの研究資金制度について、相乗効果を高めるための競争的研究資金制度間(※)の接続や、研究者や組織における研究活動等の活性化を図るための体制の整備等の制度改革を着実に推進していくことが必要である。
- ・ このため、以下に掲げる取り組みを重点的に推進する。
 - ① 研究資金の一層の拡充
 - ② 競争的研究資金制度の改革
 - ③ 研究資金制度等における審査・評価体制の強化
 - ④ 研究者に使いやすい研究資金制度への改革

(※)「競争的研究資金」：資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金。

① 研究資金の一層の拡充

<基本的考え方>

- ・ 研究者の自由な発想に基づく研究や、国として取り組むべき研究開発等については、大学等(大学及び大学共同利用機関をいう。)及び公的研究機関が大きな役割を担っており、これらの研究活動等を活性化し、優れた研究成果等を生み出していくためには、それを支える十分な基盤的経費を措置するとともに、競争的研究資金等の一層の拡充を図っていくことが不可欠である。
- ・ その一方で、近年、特に大学等の教育研究活動を支える基盤的経費の削減が続くとともに、競争的研究資金についても、第2期基本計画以降、拡充が図られているものの、微増にとどまっている。このため、多くの大学等において、実験実習等の教育研究の実施や、施設・設備の維持管理をはじめ、教育研究基盤が極めて厳しい状況にあると指摘されており、これらを支える研究資金の一層の拡充に向けた取り組みを進めていくことが急務である。
- ・ このため、具体的には以下の取り組みを推進する。

<推進方策>

- ・ 国は、大学等における教育研究の多様性と持続性を確保する観点から、大学等の教育及び研究活動に係る基盤的経費である国立大学法人運営費交付金及び施設整備費補助金、私学助成を拡充する。また、国は公的研究機関に対する財政措置についても拡充する。
- ・ 国は、大学等の基盤的経費の確保及び公的研究機関に対する財政措置を前提に、新規採択率の向上や一件当たりの研究費の増額等を目指し、競争的研究資金について一層の拡充を図る。その際、大学等や公的研究機関等の組織間の競争や研究環境の整備等を促進するため、全ての競争的研究資金制度において、直接経費を拡充しつつ、早期に間接経費30%を措置することを目指す。

② 競争的研究資金制度の改革

<基本的考え方>

- ・ 競争的研究資金制度は、我が国の研究者間や、大学等、公的研究機関及び企業等の組織間の切磋琢磨を促し、競争的な研究環境を形成していく上で基幹的な研究資金制度であり、研究者の自由な発想に基づく研究を対象とする制度や政策課題に対応した研究開発を対象とする制度、また基礎研究や出口指向の研究を対象とする制度、さらには個人や組織を対象とした制度等、目的や特性等に応じて多様な制度が設けられている。
- ・ 科学技術の進展に伴い、研究開発の内容や手法等がより高度化・複雑化している現状に鑑みると、このような競争的研究資金制度の多様性を確保していくことは極めて重要である。その上で、科学技術によるイノベーションを実現していくためには、研究者が独創的、さらには挑戦的な研究に取り組むとともに、進捗段階に応じて研究を継続的・発展的に進めることができるよう、我が国の競争的研究資金制度全体を俯瞰した制度整備を推進していくことが必要である。
- ・ このため、具体的には以下の取り組みを推進する。
 - i) イノベーション創出に向けた競争的研究資金制度全体のマネジメント
 - ii) 多様な競争的研究資金制度の整備・充実

<推進方策>

i) イノベーション創出に向けた競争的研究資金制度全体のマネジメント

- ・ 国は、我が国の競争的研究資金制度全体を俯瞰した上で、**各々の多様な制度の位置付けを明確化するとともに、制度間の連続性を確保するための体制を構築**する。具体的には、国や資金配分機関等が連携・協力を進めるための「場」の構築や、競争的研究資金制度全体をマネジメントする体制の整備等を推進する。
- ・ 国及び資金配分機関は、イノベーション創出に向けて、競争的研究資金の制度間の連続性を確保する観点から、競争的研究資金の目的や特性に応じて、**他の制度等で顕著な成果等をあげた研究を積極的に評価するような審査・評価項目等の設定を進める**。
- ・ 国及び資金配分機関は、研究者や組織に対して連続的な支援がなされるよう、**終了直前に評価を実施し、成果が顕著な取り組み等については、支援延長や他制度の活用等による支援が受けられる仕組みを構築**する。
- ・ 国及び資金配分機関は、基礎的研究の成果が創出されるためには長い研究期間を要する可能性があることを踏まえ**中長期的な視野に立って研究支援を行うことを可能とする仕組みを整備**する。

ii) 多様な競争的研究資金制度の整備・充実

- ・ 国及び資金配分機関は、ピアレビュー審査に基づき基礎研究を支える競争的研究資金をはじめとして、イノベーションの創出につながる**ハイリスク研究や新領域の創生を目指した研究、異分野融合型の研究等、研究の独創性・多様性等を積極的に評価して支援する競争的研究資金制度を充実・強化**する。また、多様な競争的研究資金制度の整備・充実にあたっては、資金配分機関の多様性を確保しつつ、推進する。
- ・ 国は、ポスドクター等の若手研究者が自らの研究活動等に係る経費に充当することができ、かつ、それを基に希望する機関に所属し、研究活動を行うとともに、所属機関に対して、**基盤的経費の確保を前提に環境整備等に係る経費も措置**できるような競争的研究資金制度の創設を検討する。

③ 研究資金制度における審査・評価体制の強化

<基本的考え方>

- ・ 社会・国民の十分な支持の下で、イノベーション創出につながる優れた研究成果の創出や、競争的な研究環境の醸成に向けて、競争的研究資金の一層の拡充を図っていくためには、競争的研究資金制度等について、その審査や執行等に係る公平性及び透明性を高める取り組み等を着実に推進し、社会や国民への説明責任を適切に果たしていくことが不可欠である。
- ・ このため、具体的には以下の取り組みを推進する。
 - i)公正・透明で質の高い審査・評価体制の整備
 - ii)研究資金の不正使用の防止

<推進方策>

i) 公正・透明で質の高い審査・評価体制の整備

- ・ 国及び資金配分機関は、公正・透明で質の高い評価システムを構築するため、若手や女性、産業界関係者等、審査員の年齢・性別・所属等の多様性の確保や審査員の評価を進めるとともに、審査における利害関係者の排除や審査結果の開示等を徹底する。
- ・ 国及び資金配分機関は、研究資金制度の目的や特性等に応じて、審査・採択方法、審査基準や評価項目・基準等を定めるとともに、それらを応募の際の募集要項等に明記する。
- ・ 国及び資金配分機関は、研究資金制度の特性等に応じて、PD(プログラム・ディレクター)・PO(プログラム・オフィサー)の在り方について検討し、その権限と役割の明確化を図った上で、その充実・確保を図る。このうち、特に、政策課題に対応した研究開発を推進する競争的研究資金制度については、資金配分機関等に専任のPD・POを配置し、その責任の下で、全体マネジメント、進捗状況管理、研究開発終了後の評価・助言の実施等を確実に推進する。

ii) 競争的研究資金をはじめとする研究資金の不正使用の防止

- ・ 国は、研究資金の不正使用等について厳正に対処し、大学等及び公的研究機関に対して、研究資金の管理・監査体制の整備を求めるとともに、資金配分機関に対して研究機関の管理・監査体制の状況確認の徹底等を求める。
- ・ 国は、研究資金配分の不合理な重複や過度の集中を排除するため、大学等及び公的研究機関に対して、所属する研究者のエフォート管理を徹底するよう求めるとともに、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」を運用し、資金配分機関に対して、互いに連携・協力しつつ、研究資金の適正な執行を行うことを求める。

④ 研究者に使いやすい研究資金制度への改革

＜基本的考え方＞

- ・ 競争的研究資金等の研究資金が、研究者や組織等に対するインセンティブとして適切に機能するとともに、研究者や組織等において、優れた成果が生まれるようにするためには、これらの資金制度について、**より効果的・効率的な資金配分や、弾力的な資金運用等が可能となるよう、制度の目的や特性等に応じて、その不断の改善・改革を進めていくことが不可欠**である。
- ・ このため、具体的には以下の取り組みを推進する。
 - i)研究資金制度の管理・運用に係る体制の充実・強化**
 - ii)研究資金制度に関わるルールの統一化・弾力化**

<推進方策>

i) 研究資金制度の管理・運用に係る体制の充実・強化

- ・ 国は、競争的研究資金制度の効率的・弾力的な運用や専門性確保等の観点から、本省が担っている競争的研究資金制度の審査・配分機能について、その目的や特性等に応じ、可能なものについては資金配分機関への移管を進める。その際、研究資金配分機関の運営費交付金として措置される競争的研究資金については効率化の対象外とする等、一定の配慮を行うことを検討する。また、資金配分機関は、競争的研究資金の審査や評価、管理・運用等に係る体制の充実・強化を進める。
- ・ 大学等及び公的研究機関においては、間接経費について、その趣旨を踏まえ、研究環境の整備や、資金管理・監査体制の整備、さらには研究資金の申請支援体制等の整備等、組織の事務処理体制の強化に有効活用していくことが期待される。

ii) 研究資金制度に関わるルールの一貫化・弾力化

- ・ 国及び資金配分機関は、競争的研究資金制度について、費目間流用や用途の制限、人件費としての使用等について、ルールの一貫化・弾力化を推進するとともに、手続きの簡素化・合理化を進める。
- ・ 国は、研究資金の年度を越えた使用の円滑化を進めるため、繰越明許費制度の要件や適用例等の周知、申請手続きの適正・迅速化、繰越事務手続きの簡素化等の取り組みを進める。
- ・ 国は、平成21年度補正予算において、研究者が研究開発において能力を最大限発揮できる環境整備等を目的として創設された基金「最先端研究開発支援プログラム」について、研究資金の弾力的運用等の観点から評価を行うとともに、それらの結果も踏まえつつ、我が国の研究資金制度全般について、単年度会計主義との関係を整理した上で、一層の弾力的な管理・運用が可能となる仕組みを検討する。

(2) 研究開発評価システムの改善・充実

- 科学技術・イノベーションを推進するための研究開発評価システムはどうあるべきか。

<基本的考え方>

- ・ **研究開発評価**は、国費を用いて行われる研究開発の質を高め、その成果を国民に還元していく上で極めて重要な役割を担うものであり、これらの取り組みを通じて、**優れた研究開発活動の推進や研究者等の養成、効果的・効率的な資源配分、競争的な研究環境の創出、さらには研究開発活動に対する説明責任の強化等が可能**となるものである。
- ・ その一方で、近年、科学技術の進展に伴って、研究開発が高度化・複雑化するとともに、科学技術に基づくイノベーション創出の重要性が益々高まる中において、研究開発評価に求められる内容もまた大きく変化しており、**研究開発評価に新たな視点を導入し、研究者や組織の活動の活性化を図るとともに、より効果的・効率的な評価の実施を可能とする観点から、研究開発評価システムの一層の改善・充実を図っていくことが不可欠**である。
- ・ また、これらの取り組みを通じて、評価の重要性を研究者や評価者、さらには組織等で共有できるような**評価文化を醸成**していくことが重要である。
- ・ このため、以下に掲げる取り組みを重点的に推進する。
 - ① **研究開発の特性を踏まえた評価システムの構築**
 - ② **研究開発評価の実施体制の充実・強化**

① 研究開発の特性を踏まえた評価システムの構築

<基本的考え方>

- ・ 国の研究開発評価は、これまで総合科学技術会議が定める大綱的指針に基づき、関係省庁や大学等、公的研究機関等において着実に実施されてきたが、科学技術を取り巻く状況の変化に迅速に対応し、評価の実効性を高めていくためには、**研究開発評価に係る評価項目や手法、実施体制等、研究開発評価システム全体について不断の見直しを進めていくことが不可欠**である。
- ・ 特に、現在の大綱的指針については、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に沿って定められているが、**研究開発やイノベーション創出に向けた取り組みは、目的や対象、内容等が多様であり、このような特性等を踏まえた評価を実施していくことが必要**である。
- ・ このため、具体的には以下の取り組みを推進する。
 - i) 研究開発評価に係る階層の再構築**
 - ii) 多様な評価の観点・基準・項目等の設定**

<推進方策>

i) 研究開発評価に係る階層の再構築

- ・ 国は、研究開発に係る政策体系を踏まえ、研究開発評価を行う階層について、「政策－施策－プログラム・制度－研究開発課題」に再構築し、それぞれの階層間の適合性や相互接続性を踏まえた評価システムを構築する。特に、国及び公的研究機関は、施策やプログラム・制度の評価を重視し、その結果を政策の改善・充実等に反映するよう努める。
- ・ 国は、上記の研究開発評価の再構築の観点を含め、第4期基本計画における研究開発評価システムの在り方について包括的かつ総合的な検討を行うとともに、その結果を踏まえて、大綱的指針の見直しを行う。

ii) 多様な評価の観点・基準・項目等の設定

- ・ 国は、研究開発課題等の評価について、研究の不確実性や研究成果がもたらす効果の多面性・長期性等を考慮した評価の観点を設定する。また、上位の政策や施策、プログラム・制度の目的に則して、評価基準・項目を設定する。
- ・ 国及び資金配分機関等は、研究開発課題等の評価において、ハイリスク研究や、新興・融合領域の研究等が積極的に評価されるよう、新たな研究領域の創設の可能性や、予期せざる波及効果の有無等を評価するための適切な評価基準・項目等の設定を推進する。
- ・ 国及び資金配分機関等は、組織を対象とする研究開発課題等の評価については、研究開発活動のみならず、若手研究者等の人材育成の取り組み、アウトリーチ活動、研究環境や実施体制、研究基盤の整備等を評価基準・項目等として設定することを推進する。
- ・ 国は、大学等及び公的研究機関に対して、研究開発の国際競争力の強化や、研究開発の重要性に関する国際的な客観性の確保等の観点から、研究開発評価において、特に有効と考えられる場合には、評価基準・項目への世界的なベンチマークの適用や、海外からの評価者の招聘等を行うよう促す。

② 研究開発評価の実施体制の充実・強化

<基本的考え方>

- ・ 国が定める大綱的指針等に基づき、質の高い研究開発評価の実施等を通じて、優れた研究開発成果やそれによるイノベーションの創出、効果的・効率的な研究開発の推進、さらには優れた研究開発環境の整備等を促進していくためには、これらの**研究開発評価を円滑に進めるための実施体制について、一層の充実・強化を図っていくことが不可欠**である。
- ・ このため、具体的には以下の取り組みを推進する。
 - i)効率的な研究開発評価の実施**
 - ii)研究開発評価に係る体制の整備**

<推進方策>

i) 効率的な研究開発評価の実施

- ・ 国は、評価に伴う負担を軽減する観点から、評価目的や評価結果の活用方法、責任主体等の明確化を図った上で評価を行うシステムを構築するとともに、大学等及び公的研究機関における取り組みを促す。
- ・ 国及び資金配分機関等は、評価の重複や過重な負担を回避するため、研究開発施策やプログラム・制度、研究開発課題等の各階層の評価結果や機関評価等の結果の活用、評価の軽重の調整等、研究開発評価の合理化・効率化を促進する。また、評価に関わるデータベースの構築・運用等を進める。

ii) 研究開発評価に係る体制の整備

- ・ 国及び資金配分機関は、ピアレビューに当たる評価者に対する研修等の機会を充実するとともに、退職した研究者等を評価者として活用することを検討する。
- ・ 国は、評価に関連する専門的知見及び経験を有するマネジメント人材や研究支援人材の育成及びこれらの人材のキャリアパスの確保を推進するとともに、大学等や公的研究機関における取り組みを促す。また、評価を専門とする研究者を活用し、研究開発評価の方法や理論の高度化を進める。
- ・ 国は、大学等や公的研究機関に対して、研究開発評価における研究者の過度の負担を軽減し、評価を効果的・効率的に行うための事務体制を整備するとともに、これらの事務に携わる人材の育成や、キャリアパスの確保等を進めるよう促す。
- ・ 国及び資金配分機関は、競争的研究資金制度で行われる研究開発について、制度の目的や特性等を踏まえつつ、PD・POの評価に関する権限及び役割の明確化を図るとともに、専任のPD・POの導入等を促進する。また、国及び資金配分機関は、PD・POの養成・確保に向けて、大学等と協力し、若手研究者等を対象とする研修等の機会を設けるとともに、大学等に対して、PD・POとしてのキャリアを積極的に評価するよう求める。
- ・ 国及び資金配分機関は、評価の実施主体、評価者及び被評価者が協力して、評価システムを構築するとともに、評価者が評価手法や評価基準等について議論する機会を継続的に設けることを検討する。